



事 務 連 絡
平成12年12月18日

各 学 校 長 様

高知県教育委員会 教職員課長

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正について（通知）

公立学校職員の給与については、人事委員会の勧告に沿って改定することとして、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を12月県議会に提案していますが、改正の概要は別紙のとおりです。

改正条例議案は、予定どおり審議が進めば、12月21日（木）に成立する見込みです。この場合の施行日は12月26日（火）を、これに伴う差額の支給も特に連絡のない限り同日を予定しています。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 一部改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成12年10月13日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の諸手当の改定をしようとするものである。

2 一部改正の内容

(1) 諸手当の改定

ア 扶養手当（第13条関係）

配偶者以外の子等扶養親族に係る支給月額を、2人までについてはそれぞれ6,000円（現行5,500円）（扶養親族でない配偶者がある場合又は配偶者がいない場合に係る1人目の手当の月額を除く。）に、3人目からについては1人につき3,000円（現行2,000円）に改めること。

イ 期末手当（第22条関係）

（ア）12月期の支給割合を100分の160（現行100分の175）に改めること。

（イ）平成13年3月に支給する期末手当について特例措置を設けること。（附則第3項から第5項まで）

ウ 勤勉手当（第23条関係）

12月期の支給割合を100分の55（現行100分の60）に改めること。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。ただし、期末手当及び勤勉手当に関する改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

(参考)

○ 平成13年3月における期末手当の特例（附則第3項～第5項）

- ① 期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間で0.2月減じるため、平成13年3月に支給する期末手当の割合を0.35月とするもの（附則第3項）

※期末手当及び勤勉手当の支給割合

		6月	12月	3月	計	備 考
現行規定	期末	1.45	1.75	0.55	3.75	
	勤勉	0.6	0.6		1.2	
	計	2.05	2.35	0.55	4.95	
H12	期末	1.45	1.75	0.35	3.55	附則第3項で3月分の支給割合を減額
	勤勉	0.6	0.6		1.2	
	計	2.05	2.35	0.35	4.75	
H13	期末	1.45	1.6	0.55	3.6	H13. 4. 1～施行
	勤勉	0.6	0.55		1.15	
	計	2.05	2.15	0.55	4.75	

- ② 平成12年度において、3月期で0.2月分を一括削減した場合における期末手当の額と、人事委員会勧告に従って条例改正を早期実施していたと仮定した場合における期末手当及び勤勉手当の額とを比較して、一定の差が生じている職員についての調整規定（附則第4項）

< 参考 >

期末手当＝基礎額×支給割合×期間率

勤勉手当＝基礎額×成績率×期間率

（期末手当の基礎額には扶養手当を含み、勤勉手当の基礎額には扶養手当は含まない。）

A：H13. 3月期の期末手当基礎額

B：H12. 12月期の期末手当基礎額

C：H12. 12月期の勤勉手当基礎額

* 期間率は100/100、成績率は60/100とした場合

附則第3項 $A \times 35/100$

①

附則第4項第1号 $A \times 55/100$

②

第4項第2号 $B \times 175/100 - B \times 160/100$

③

第4項第3号 $C \times 60/100 - C \times (60-5)/100$

④

①< (②-③-④) の場合には、(②-③-④) をH13. 3月期に支給する。

- ③ 平成12年12月2日以降の新採職員に対する特例規定（附則第5項）
平成13年3月期の支給割合を0.55月とする。